

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成28年2月15日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 2件 |
| 厚生年金保険関係              | 2件 |

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500165 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500080 号

## 第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 10 月 1 日、喪失年月日を昭和 22 年 3 月 23 日に訂正し、昭和 19 年 10 月から昭和 22 年 2 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 3 月 23 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：男（子）  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 25 年生  
住 所：

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：大正 15 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 22 年 3 月 23 日まで

私の母は、女学校を卒業後、A 社に就職した。昭和 22 年 4 月の婚姻を機に退職するまで同社で継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 社は、訂正請求記録の対象者に係る人事調書から、訂正請求記録の対象者は、請求期間当時、正社員であった旨を回答しており、同社が提出した在職証明書から訂正請求記録の対象者は、昭和 18 年 9 月 17 日に入社し、昭和 22 年 3 月 22 日に退職していることが確認できる。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）から、訂正請求記録の対象者は、昭和 19 年 6 月 1 日に A 社 C 支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）から、A社C支店において、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、当該旧台帳には資格喪失日が記載されていない。なお、当該旧台帳には、「全期間に対応する名簿\*.\*.\*（焼失）」「全部照合不能台帳31.12.25認定」との記載がある。

このことについて日本年金機構E事務センターは、昭和\*年\*月\*日のDの火災により、訂正請求記録の対象者のA社C支店での厚生年金保険被保険者期間についての記録が焼失し、その後、復元作業を行ったが、昭和31年12月25日において、被保険者資格喪失日までの全期間における記録の照合が不可能であることを認定したと史料する旨を回答している。

以上のことから、訂正請求記録の対象者が、請求期間において、A社に勤務していたと確認できること、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の被保険者記録は事業主が訂正請求記録の対象者の被保険者資格に係る届出を行った後に焼失し、資格喪失年月日等が確認できないままに復元作業を終えたものと推認され、この推認を妨げる特段の事情は見当たらない。

なお、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、旧台帳及び払出簿に昭和19年6月1日と記載されているが、昭和19年6月から同年9月までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）が、厚生年金保険法に名称を変更し、併せて適用範囲を一般事務職である男子や女子労働者に拡大したことによる準備期間であったことから、厚生年金保険被保険者として保険料の徴収は行われず、年金額の計算の基礎とならない期間となる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は退職日（昭和22年3月22日）の翌日である昭和22年3月23日とすることが妥当である。

また、昭和19年10月から昭和22年2月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500163 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500079 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 1 月 6 日から平成 4 年 9 月 1 日まで

私は、請求期間において、A 社に勤務していた。給与は毎月 35 万円前後支給され、社会保険料等が 8 万円前後控除されていたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、請求期間について記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、請求期間当時の事業主は死亡している上、事業主の妻（事業主が死亡した平成 11 年に事業を承継）は、「請求期間当時の資料が何も残っておらず、請求期間当時は事業に全く関与していなかったため事情が分からない。」旨を陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、請求期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 30 人に照会したところ 9 人から回答があり、そのうち 3 人が「請求期間当時、厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨を陳述していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録によると、A 社の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に、請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500151 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500081 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者の F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者の G 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑪について、請求者の H 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑫について、請求者の I 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑬について、請求者の J 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑭について、請求者の K 社（現在は、L 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑮について、請求者の M 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年8月31日から昭和41年3月1日まで  
② 昭和44年9月26日から同年11月1日まで  
③ 昭和48年8月26日から昭和51年8月8日まで  
④ 昭和51年8月9日から昭和52年10月1日まで  
⑤ 昭和52年10月2日から昭和53年1月25日まで  
⑥ 昭和53年1月26日から同年5月30日まで  
⑦ 昭和53年6月5日から同年11月18日まで  
⑧ 昭和53年11月20日から昭和54年3月26日まで  
⑨ 昭和54年3月27日から同年6月14日まで  
⑩ 昭和54年6月16日から平成6年4月30日まで  
⑪ 平成7年4月10日から同年12月25日まで  
⑫ 平成8年1月7日から平成9年8月30日まで  
⑬ 平成9年9月2日から平成10年11月30日まで  
⑭ 平成14年11月15日から平成15年6月22日まで  
⑮ 平成17年7月3日から平成18年7月19日まで

私は、請求期間①から④までについては、昭和36年4月にN市にあったO事業所に入社し勤務していたが、昭和39年頃にP市にある事業所へ転勤するよう口頭で辞令を受け、それに従い異動した。また、昭和48年8月に一緒に勤務していたQ氏からR市にあった事業所へ転勤するよう指示があり、これも社命と思い単身で赴任した。

昭和51年8月に再びQ氏からS市に現場があった事業所へ転勤するよう指示があり、当初は単身で赴任していたが、作業期間の長期化に伴い家族で同市へ引っ越しするも、6か月後に業務が中止となり、次はT県の現場への異動を指示されたが、同氏に言われるままに異動することに嫌気がさしたことから、勤務事業所を退職した。

厚生年金保険の加入記録がある事業所名称が入社当初のO事業所（後に法人化し、U社）からA社、更にV事業所（後に法人化し、B社）へと変更している理由は分からないが、給与はいずれもQ氏から手渡されており、同一の事業主の下で、指示のあった作業場所で継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が継続していないことに納得できない。

請求期間⑤については、B社を退職後に、ハローワークWの紹介でC社の事業主と面接して入社し、試用期間はあったものの、その後に同社の正社員となり、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間⑥については、ハローワーク S の紹介で D 社の事業主と面接して入社し、試用期間の後に同社の正社員となった。勤務の態様は、D 社の社員でありながら、F 社の社員として X 社へ出向し、同社において勤務するというものであったが、D 社の社員として給与から厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間⑦については、ハローワーク W の紹介で E 社に入社し、Y 社 Z 事業所へ行くよう指示を受け、同事業所の業務に従事した。E 社が社会保険のある会社であることを確認した上で、同ハローワークの紹介を受けているので、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間⑧及び⑨については、D 社に在籍したまま、同社の社長及び F 社の社長であり G 社の部長であった者の指示に従い、請求期間⑧は、F 社から X 社 W 事業所及び同社 a 事業所内の b 社において、請求期間⑨は、G 社から c 社に出向し、同社の関連会社である d 社 e 事業所及び f 社において、それぞれ g 職の業務に従事していた。

なお、D 社、F 社及び G 社は g 職ブローカーであり、指示されるまま出向により勤務し、給与はそれぞれの g 職ブローカーから現金で受け取っていた。

請求期間⑩については、E 社を通じて Y 社 Z 事業所 g 部から本採用にする旨の連絡があったため、E 社に入社し、同社の指示により Y 社において業務に従事した。労働条件等に関して書類による契約はしていないが、請求期間⑦に入社した際のハローワークの求人票にあった入社条件で雇用されており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間⑪については、ハローワーク S の紹介で H 社に入社し、h 社 i 事業所及び同社 S 事業所に出向して勤務した。

ハローワークの H 社に係る求人票に「各種加入保険有り」と記載されていた。出向先との雇用関係はなかった。

請求期間⑫について、ハローワーク S の紹介で人材派遣業の I 社 S 支社の所長の面接を受けて入社し、同社から派遣又は出向により、X 社 a 事業所 g 部及び同工場内にある株式会社 j 社 g 部で g 職を業務として勤務していた。

I 社では、求人票の入社条件に「加入保険などは全て加入」と記載されていたことを記憶している。派遣先又は出向先との雇用関係はなかった。

請求期間⑬については、ハローワーク S の紹介で J 社の社長等と面接して採用され、採用後は同社の社員として k 社 i 事業所及び l 社に出向し、給与は私が代表取締役である会社名義の口座に毎月 30 万円が振り込まれていた。

また、ハローワークでの求職申込及び J 社の面接時に「各種保険完備」と説明を受けており、定期健康診断も同社の会社名で受けていた上、給与明細書で厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認している。

請求期間⑭については、ハローワーク S の紹介で K 社の課長と面接して、同社に正社員として採用された。採用時から係長となり統括本部長の任命を受け、m 社及び n 社の現場において g 職に従事した。

また、ハローワークでの求職申込及びK社の面接時に「各種保険完備」と説明を受けており、給与は私名義の口座に振り込まれ、給与明細書で厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認している。

請求期間⑮については、ハローワーク o の紹介でM社の社長等と面接して採用され、採用後は同社の社員として p 社 q 事業所及び k 社 r 事業所に出張し、g 職に関する業務に従事したり、M社の s にあった工場で海外出張の業務を一任されたこともあった。

また、ハローワークでの求職申込及びM社の面接時に「各種保険完備」と説明を受けており、給与明細書で厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認している。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録でU社及びA社の両社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚の回答から、U社からA社への移籍時期は不明ながら、継続して両社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、U社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 39 年 8 月 31 日）及びA社における同資格の取得日（昭和 41 年 3 月 1 日）が請求者と同じ日である同僚のU社に係る健康保険被保険者証は、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、請求者と同じ日の昭和 39 年 10 月 6 日に返納処理されていることが確認できる上、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、請求者の同社における資格取得日と同じ日であることから、請求期間①当時、同社は適用事業所ではない。

また、U社及びA社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の請求期間①当時の事業主も死亡している上、請求者が記憶する同僚等からも請求者の勤務実態等について具体的な回答は得られない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録でA社及びB社の両社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚の回答から、A社からB社への移籍時期は不明ながら、継続して両社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 44 年 9 月 26 日）及びB社における同資格の取得日（昭和 44 年 11 月 1 日）が、請求者と同じ日である同僚4名のA社に係る雇用保険の離職日は、請求者を含め全員が昭和 44 年 9 月 25 日であり、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合する。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、上記同僚4名のうち2名のA社に係る健康保険被保険者証は、請求者と同じ日の昭和 44 年 10 月 31 日に返納処理されていることが確認できる上、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、請求者の同社における資格取得日と同じ日であることから、請求期間②当時、同社は適用事業所ではない。

さらに、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A社の請求期間②当時の事業主は死亡していることが確認でき、B社の事業主は、



「高齢のため、請求期間②当時の記憶がほとんどない。」旨を回答している上、請求者が記憶する同僚等からも請求者の勤務実態等について具体的な回答は得られない。

- 3 請求期間③及び④について、B社の事業主、及び請求者が同社の社員で同じ作業現場で勤務していたとして名前を挙げた同僚2名の回答から、請求者は、請求者が主張する作業現場において同社の業務に従事していたことはいかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、請求者のB社における離職日は昭和48年8月25日であり、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和48年8月26日）と符合する上、オンライン記録によると、同社は同年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、上記同僚2名は、「賃金はB社から受け取っていたものの、個人で働いていたので給与ではなかった。」、「B社の社員ではなく、個人事業主の同業者として仕事に従事しており、同社からの報酬を給与として受け取っていない。」旨をそれぞれが回答している上、当該2名は請求期間③及び④において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当該期間は、同社の社員としてではなく、同社の事業主の下に各々の個人事業主が集まって仕事をしていた構図がいかがえる。

なお、請求者は、請求期間①の始期から請求期間④の終期までは同一の事業主の下で、指示のあった作業場所で継続して勤務していたと主張しているが、各事業所は全く別々の事業所であり、それぞれの事業所において厚生年金保険の適用事業所であった期間は相違している上、当該期間に一緒に勤務したとして請求者が名前を挙げた複数の同僚等は、各事業所は別々の事業所であった旨を回答しており、請求者の厚生年金保険の記録が途切れていることに特段の不自然さはみられない。

- 4 請求期間⑤について、C社の元取締役は、「私は、C社から別の企業に派遣されていたので請求者を知らないが、請求者が同社から大手企業に派遣されていたのであれば、外注社員であったと考えられ、外注社員は出来高制であり、同社で社会保険に加入させることはなかった。C社は、高卒などの技術が未熟な者は正社員として雇用し、社会保険に加入させていたが、一人前になれば外注社員として出来高制に移行していた。」旨を陳述している。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、請求者が記憶する同僚に文書照会をしても回答が得られず、請求者の勤務実態等について確認することができない。

さらに、請求者のC社における雇用保険の被保険者記録は無く、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間⑤において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、ハローワークWの紹介により、C社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人内容を確認することができない。

5 請求期間⑥について、D社は既に解散しており、当該期間当時の事業主及び請求者が出向の指示を受けたとして名前を挙げた者も既に死亡している上、当時の取締役は、「請求期間⑥当時の資料が無く、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、当時の状況を聴取することができず、請求者の同社における請求期間⑥に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、請求者は、D社に入社時に試用期間があったが、同社で厚生年金保険に加入していたと主張しているが、上記の取締役は、「入社後 180 日間は試用期間があったので、当該期間は社会保険等の手続は行っていなかったと思う。」旨を回答しており、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況があったことがうかがえる。

さらに、請求者のD社における雇用保険の被保険者記録は無く、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間⑥において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、ハローワークSの紹介により、D社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人内容を確認することができない。

なお、請求者は、F社の社長の指示に従い出向先に勤務したと主張していることから、同社における厚生年金保険への加入状況を確認したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 54 年 4 月 1 日であり、請求期間⑥当時は適用事業所ではないため、請求者は、同社において当該期間に厚生年金保険の被保険者とはなり得ない。

6 請求期間⑦及び⑩について、請求期間⑦については請求者が提出した資料、請求期間⑩については請求者が提出した資料及びY社で請求者と一緒に勤務していた者 10 名の回答から、勤務期間の特定はできないものの、請求者はE社の所属としてY社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記資料等からは請求者のE社における雇用形態等は確認できない上、同社の後継事業所であるt社及びu社は、E社に関する書類は無い旨を回答しており、請求者の請求期間⑦及び⑩における勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、E社で厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち、請求者が同社における同僚として名前を挙げた者で連絡先が判明した者を含む4名に文書照会をしたところ、請求期間⑦については回答が得られず、また、請求期間⑩について回答があった2名のうち、社会保険事務を担当していたとする者は、「請求者を覚えていない。」と回答しており、残る1名は、「私がE社に勤務した期間について、同社の社員の中にも外注の中にも請求者はいなかった。」と陳述しており、請求者の同社における勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

さらに、請求者のE社における雇用保険の被保険者記録は無く、同社の健康保険

厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間⑦及び⑩において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、ハローワークWの紹介により、E社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人内容を確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑩の大部分を含む昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの期間、当時居住していたS市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 7 請求期間⑧及び⑨について、請求者が提出した通門証の写し、G社の回答及び派遣先事業所の従業員の陳述から、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間⑧においてX社、請求期間⑨においてd社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、上記資料及び陳述からは、請求者のF社との雇用関係は不明である上、同社は既に解散しており、請求期間⑧当時の事業主からは文書照会に対する回答は得られず、請求者の同社における当該期間に係る在籍、勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、F社の会社設立は昭和54年3月14日であり、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年4月1日であることから、請求期間⑧当時は適用事業所ではないため、請求者は、同社において当該期間に厚生年金保険の被保険者とはなり得ない。

さらに、請求者がF社の社長であり、G社の部長であって出向の指示を受けたとして名前を挙げた者は、F社の商業登記簿の役員欄には記載されていない上、既に死亡していることから、請求期間⑧当時の状況を聴取することができない。

加えて、請求期間⑧における派遣先のb社及び請求期間⑨における派遣先のc社の従業員は、いずれも「請求者は、G社から来ていた。」と陳述している上、G社は、「請求者が出向の指示を受けたとして名前を挙げた者は、当社のS事業所の所長であり、請求期間⑧及び⑨当時、出向者の取りまとめを担当していた。請求者が所持する通門証の写しから、請求者は当社の社員であったと思われる。」旨を陳述しているが、一方で同社は、「請求期間⑧及び⑨当時の資料が無く、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しており、請求者の同社における当該期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

その上、請求者が在籍していたと主張するD社は既に解散しており、請求期間⑧及び⑨当時の同社の事業主も死亡している上、当時の同社の取締役は、「請求期間⑧及び⑨当時の資料が無く、請求者の在籍、勤務状況及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しており、請求者の同社における当該期間に係る在籍、勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、請求者のF社及びG社における雇用保険の被保険者記録は無く、F社の健康保険厚生年金保険被保険者原票、G社の同被保険者名簿及びオンライン記録を確

認したが、請求期間⑧及び⑨において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 8 請求期間⑩について、H社の元取締役は、「明確な時期は不明であるが、平成7年頃、H社が業務を請け負っていたh社S事業所において、請求者は、H社が契約した外注業者としてg職の業務に従事していた。」旨を回答しており、期間は特定できないものの、請求者は、同社が業務を請け負っていたh社の業務に従事していたことはいくつかある。

しかしながら、上記元取締役は、「請求者は、H社が外注していた業者であって、同社の正社員ではなく、国民年金及び国民健康保険などの社会保険は外注者自身で加入してもらうことになっていた。」と回答している。

また、H社は、「請求者のように自営業者の代表を務める者は、外注業者として請負契約等により業務を委託することはあっても、正社員として採用することはない。また、請負契約事業者などの外注業者に係る社会保険の取扱いは、国民年金及び国民健康保険などに外注者自身で加入してもらっていた。」と回答している。

さらに、請求者のH社に係る雇用保険の被保険者記録は無く、オンライン記録を確認したが、請求期間⑩において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、H社からの報酬が、請求者が代表取締役を務めるv社名義の取引口座に振り込まれていることについて、「H社から、私の給与が振り込まれたものであり、便宜上、v社の口座を利用しただけである。」と主張しているが、H社は、「雇用関係に基づく賃金の場合は、給与の振込先は、請求者本人名義の銀行口座に振り込むことになるが、請求者が代表取締役を務めるv社の口座に振込みが行われているということは、当社と請求者の関係は雇用関係ではなく、一取引先(請負契約による外注業者)としての契約による関係であったと考えられる。」と回答している。

なお、労働基準法施行規則第7条の2第1項によると、使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について「当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み」によることができる旨が規定されていることから、仮に、H社と請求者の間に雇用関係が成立していた場合は、賃金は請求者本人名義の口座に振り込まなければならないと、本人名義以外の口座であるv社の口座に請求者の給与が振り込まれることはないと考えられる。

また、請求者は、ハローワークSの紹介により、H社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人内容を確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑩を含む昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの期間、当時居住していたS市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 9 請求期間⑪について、I社は、「請求者は、平成8年2月7日から平成9年8月

8日まで当社における在籍記録が確認できる。」と回答している。

しかしながら、I社は、「請求期間⑫当時の給与明細書等の関係書類は廃棄しているが、健康保険の加入記録に請求者の記録が無いことから、請求者は厚生年金保険に加入していなかったと思われる。また、請求者は、派遣社員で短期間の雇用を繰り返す『短期間雇用社員』であり、当該社員は国民年金に加入することを前提として就労していた。」旨を陳述している。

なお、請求者が記憶する同僚3名に文書照会を行ったが、回答は得られず、当該同僚から、請求者のI社における請求期間⑫に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、請求者のI社における雇用保険の被保険者記録は無く、オンライン記録を確認したが、請求期間⑫において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、請求者は、ハローワークSの紹介により、I社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人内容を確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑫を含む昭和55年3月1日から平成19年2月20日までの期間、当時居住していたS市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

10 請求期間⑬について、J社は、「請求者は当社の従業員ではなく、外注業者として請求者が代表取締役を務めるv社と契約していたので、同社への振込みは請求者の給与ではなく、同社への外注契約に基づく委託代金である。」と回答し、同社から提出された元帳の「外注費」欄には、「平成9年10月31日、v社、326,500円」の記載が確認できる上、請求者が同社からの給与振込みであると主張して提出した請求者が代表取締役を務めるv社名義の預金通帳の写しにおいて、平成9年10月31日にJ社からの振込みが確認でき、同社の「外注費」記録と符合している。

また、J社は、「定期健康診断は、正社員及び外注業者を区別することなく、当社が費用を全額負担して受けてもらっていたが、外注業者を当社で厚生年金保険に加入させることはなく、委託代金から保険料を控除することもなかった。」と陳述していることから、同社と請求者は雇用契約による関係ではなく、一取引先の会社としての外注契約による関係であったことが推認できる。

さらに、請求者が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚のうち、住所の特定できた2名に文書照会したが、回答が無く、請求者の雇用実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

加えて、請求者のJ社における雇用保険の被保険者記録は無く、オンライン記録を確認したが、請求期間⑬において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

その上、請求者は、ハローワークSの紹介により、J社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主

張する求人案内を確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑬を含む昭和 55 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までの期間、当時居住していた S 市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 11 請求期間⑭について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、L 社に平成 14 年 12 月 1 日から平成 15 年 5 月 31 日まで雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、K 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社の代表取締役は、「当社は、従業員の全員を厚生年金保険に加入しない取扱いをしており、従業員が各自で国民年金及び国民健康保険に加入することを説明した上で採用していた。請求期間⑭当時、給与から雇用保険料は控除していたものの、厚生年金保険料は控除していなかった。現在、会社は倒産しており、当時の資料は残っていない。」旨を陳述しており、当該代表取締役も請求期間⑭は国民年金の加入記録であることが確認できる。

また、請求者の給与振込口座である金融機関の普通預金取引履歴照会において、平成 14 年 12 月 25 日から平成 15 年 6 月 25 日までに毎月 25 日以降で 7 回にわたり K 社又は L 社からの振込みが確認できるが、当該振込額からは厚生年金保険料控除の有無及び控除額は確認できない。

さらに、請求者が K 社と一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、生年月日等により当該同僚を特定することができないため、請求期間⑭当時の状況について聴取することができず、請求者の同社における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、ハローワーク S の紹介により、K 社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人案内を確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑭を含む昭和 55 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 20 日までの間、当時居住していた S 市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 12 請求期間⑮について、M 社の当該期間当時の取締役で経理事務担当であったとする者は、「請求者は、勤務した期間は不明であるが、M 社に在籍していた。」旨を回答していることから、請求者は、時期は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、上記経理事務担当者は、「M 社は破産しており、請求期間⑮当時の資料が無く、厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である。」と回答している上、請求者が記憶する M 社と一緒に勤務したとする同僚のうち回答のあった者は、「請求者を記憶しているが、請求者の雇用形態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については分からない。」旨を回答しており、請求者の請求期間⑮に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認できない。

また、請求者に係る平成 17 年分及び平成 18 年分の確定申告書の写しによると、

それぞれの申告書において社会保険料控除欄に控除額の記載が無く、社会保険料控除の申告を行っていないことが確認できる。

さらに、請求者のM社における雇用保険の被保険者記録は無く、オンライン記録を確認したが、請求期間⑮において請求者の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、ハローワークの紹介により、M社に入社したとしているが、ハローワークは、求人票等の資料は廃棄済みである旨を回答しており、請求者が主張する求人案内を確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑮を含む昭和55年3月1日から平成19年2月20日まで期間、当時居住していたS市において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 13 このほか、請求者は、請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。